

## 浅口市発注工事における現場代理人取扱いに関する基準

制定 平成 25 年 10 月 1 日

改正 平成 28 年 6 月 1 日

### (趣旨)

第 1 この基準は、浅口市が発注する建設工事における現場代理人の適切な配置を推進し、もって工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人の資格要件及び常駐の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

### (現場代理人の資格要件)

第 2 現場代理人は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（健康保険被保険者証の写し等で確認を行うことができる者に限る。）があること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

### (工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い)

第 3 現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は、契約工期を基本とする。ただし、次に掲げる期間については、監督員と現場代理人との間で工事打合せ簿等の書面で明確に協議し、及び受注者が監督員と常時連絡可能な体制を確保したときは、現場代理人が工事現場へ常駐しないことができる。

- (1) 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの準備期間
- (2) 自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工事完成後の検査が終了し、事務手続、後片付け等のみを行う期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間

### (兼務の取扱い)

第 4 発注者は、次の(1)又は(2)に該当する場合には、現場代理人の常駐緩和（以下「兼務」という。）を認めることができる。この場合において、受注者は、発注者に現場代理人兼務届（別記様式）を提出しなければならない。

(1) 次に掲げる要件をすべて満たす場合

- ア 兼務することとなる工事（国又は県が発注する工事を含む。）の件数が 3 件以内であること。ただし、次の(2)で兼務を認められた工事については、これを 1 件とみなし、その請負金額は、諸経費調整後の合計金額とする。
- イ 兼務することとなる工事の当初請負金額の合計が 3,500 万円（建築一式工事について

は、7,000万円)未満であること。

ウ 兼務する工事現場が市内に存し、かつ、監督員と常時連絡可能な体制が確保されており、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

エ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事すること。

(2) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で浅口市が認めるもの(諸経費調整対象工事に限る。)である場合。この場合において、兼務できる工事件数に制限を設けない。

(国又は県が発注する工事等との兼務の取扱い)

第5 国又は県が発注する工事との兼務の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は県が発注する工事の現場代理人が新たに浅口市発注工事の現場代理人を兼務しようとする場合において、第4(1)を満たし、かつ、当該国又は県の権限のある者の承諾を得たときは、兼務を認めることができる。

(2) 浅口市発注工事の現場代理人が新たに国又は県の発注する工事の現場代理人を兼務しようとする場合において、第4(1)を満たすときは、兼務を認めることができる。

(3) 浅口市発注工事の現場代理人と、浅口市が発注する道路維持補修作業等委託業務(現場責任者の常駐を要するものに限る。)の現場責任者を兼務しようとする場合において、兼務する現場が市内に存するときは、当該委託業務の金額及び件数にかかわらず、兼務を認めることができる。この場合において、受注者は現場代理人兼務届を発注者に提出しなければならない。

(兼務の要件を満たさなくなった場合等の取扱い)

第6 兼務の要件を満たさなくなった場合等の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4(1)を満たさなくなった場合は、兼務を認めないものとする。

(2) 安全管理不徹底、現場体制不備等により事故が発生した工事との新たな兼務は認めないものとする。

(3) 既に兼務している工事において安全管理不徹底、現場体制不備等により事故が発生した場合は、兼務を認めないものとする。

(4) 前記(1)、(2)又は(3)により兼務を認めないこととされた場合において、受注者は速やかにいずれか一方の工事に別の現場代理人を選任し、発注者に届け出なければならない。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成25年10月1日から適用する。

(経過措置)

この基準の適用の日の前日までに、浅口市工事執行規則(平成18年浅口市規則第130号)第12条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告又は指名競争入札を実施する旨の通知をした入札案件、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行った工事については、なお従前の例による。

## 附 則

(適用期日)

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

この基準の適用の日の前日までの行為に対する取扱い等の適用については、なお従前の例による。